

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	本多 貞夫
登録番号又は法人番号	08262265
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	本多貞夫行政書士事務所
事務所所在地	大阪府東大阪市四条町 10 番 19 号
処分年月日	平成 28 年 12 月 1 日
処分内容（種類）	廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
上記処分をした理由	<p>上記会員は、大阪府行政書士会会則第 12 条第 1 項による納付すべき会費を正当な理由なく滞納したことによる。</p> <p>よって、行政書士法第 13 条、大阪府行政書士会会則第 12 条第 4 項に違反。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第 13 条</p> <p>行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>大阪府行政書士会会則第 12 条第 4 項</p> <p>第 2 項の規定により催告を行っても、なお定められた期限までに会費の納入が行われない場合には、綱紀委員会が、本人に弁明の機会を与えて会員として業務を継続して行う意思の有無を確認し、その意思がないと認める場合は、本会は、個人会員に対しては第 47 条の 2 第 1 項第 3 号の措置を、法人会員に対しては、第 47 条の 3 第 1 項第 3 号及び第 4 号の措置を行うものとする。</p>